令和4年大網白里市議会第3回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和4年9月15日(木曜日)午後1時25分開会 場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員(5名)

中野修委員長 秋葉好美 副委員長

林 正清子 委 員 石 渡 登志男 委 員

田 辺 正 弘 委員

出席説明員

地域づくり 課 長 北 田 吉 男 地域づくり課 渡 邊 公一郎

地域づくり課主査 兼環境対策班長 内 海 淳 参事(都市整備課長 事 務 取 扱) 織 本 慶 一

都市整備課主査 川島総一

事務局職員出席者

議会事務局長 岡部一男 主 査山本卓也

主任書記 鶴岡 甚幸

議事日程

- 第1 開会
- 第2 委員長挨拶
- 第3 協議事項
- (1) 付託議案の審査
 - ・議案第6号 大網白里市再生土の埋立て等規制条例の制定について
 - ・議案第7号 大網白里市太陽光発電設備と地球環境との調和に関する条例の制定について
 - ・議案第8号 大網白里市小中池公園再整備基本計画検討委員会条例の制定について
- 第4 その他
- 第5 閉会

◎開会の宣告

〇副委員長(秋葉好美副委員長) それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。

(午後 1時25分)

◎委員長挨拶

- **〇副委員長(秋葉好美副委員長)** 最初に、委員長からご挨拶をお願いいたします。
- ○委員長(中野 修委員長) 皆さん、ご苦労さまでございます。

今回、当常任委員会で協議する内容は、議案3件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いしたいと思います。

○副委員長(秋葉好美副委員長) ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をよろしくお願いいたします。

○委員長(中野 修委員長) 傍聴希望者はありますか。

(「はい、いらっしゃいます」と呼ぶ者あり)

○委員長(中野 修委員長) それでは、傍聴者は第2会議室で傍聴願います。

それでは、本日の出席委員は5名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎議案第6号 大網白里市再生土の埋立て等規制条例の制定について

○委員長(中野 修委員長) それでは早速、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第6号 大網白里市再生土の埋立て等規制条例の制定についてを議題といたします。

地域づくり課を入室させてください。

(地域づくり課 入室)

○委員長(中野 修委員長) 地域づくり課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際、挙手の上、委員長の許可を求めてから 速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第6号の説明をお願いいたします。

〇北田吉男地域づくり課長 地域づくり課でございます。

皆様から見まして、私の右手、副課長の渡邊でございます。

- ○渡邊公一郎地域づくり課副課長 渡邊です。よろしくお願いいたします。
- **〇北田吉男地域づくり課長** その右側、環境対策班長の内海でございます。
- **〇内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長** 内海です。よろしくお願いします。
- **〇北田吉男地域づくり課長** 最後に私、課長の北田でございます。よろしくお願いします。 それでは、着座で失礼いたします。

当課からは、議案第6号 大網白里市再生土の埋立て等規制条例の制定についてご説明いたします。

はじめに、制定の趣旨ですが、再生土を利用した埋立てにより植生への悪影響や崩落が発生したことから、千葉県では平成31年に千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例を施行し、届出制による規制を行っているところです。

この県条例施行後、市内で再生土の埋立て等は確認されておりませんが、再生土による被害が発生しないよう本市が独自で規制をするため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、条例の主な内容ですが、1つ目として、再生土の埋立て等の禁止ですが、原則、再生土の埋立て等を禁止します。2つ目、中止命令等ですが、条例に違反し再生土の埋立て等を行った者に、中止または原状回復を命じることができることを規定しております。3つ目、立入検査として、現場等へ立入検査等をさせることができることを規定しております。4つ目、罰則の適用として、条例に違反し埋立て等を行った者に対し、1年以下の懲役または100万円以下の罰金とすること、また、条例に定める報告をしない者または虚偽の報告をした者に対し、50万円以下の罰金とすることを規定しております。

なお、罰則につきましては、他市町村と均衡を図るとともに千葉地方検察庁と協議を行い、 特段の問題はない旨の回答をいただいております。 次に、各市町村の状況ですが、近隣市では東金市、山武市、茂原市などが制定をしており、 これらを含めた県内の20市町村が再生土を規制する条例を設けております。

最後に、この条例の制定に当たりまして、パブリックコメントを実施し市民の皆様の意見 を伺ったところ意見はございませんでしたが、別途、要望として、いち早い対応を希望する 旨のメールが寄せられました。

以上が条例制定の概要でございます。よろしくお願いいたします。

〇委員長(中野 修委員長) ただいま説明がありました内容について、ご質問等があればお願いいたします。

はい、どうぞ。

- ○林 正清子委員 今、先ほど罰則の適用に関して、千葉県の条例ですと50万円以下、条例に 定める報告をせず、または虚偽の報告をした者等を50万円以下の罰金とあって、今のご説明、 近隣のということであったんですけれども、最初にこれを、50万円以下の罰金というところ を見たときに、千葉県の条例だと30万円以下なので、その根拠みたいなのが改めてあるかど うかということで質問いたします。
- 〇委員長(中野 修委員長) 課長、どうぞ。
- ○北田吉男地域づくり課長 罰則規定で、県の30万円とうちの50万円の違いということになろうかと思いますが、県条例は再生土についてリサイクルを推進する観点から、埋立てについて届出制によりまして条件に適合したものを受け付けております。その反面、本市の場合は、再生土の埋立てを原則禁止としておりますことから、千葉県とは若干条例の趣旨が違ってきているのかなと思います。

このようなことから、より厳しく、また、他市町村と均衡を図った結果、50万円とさせて いただいたところです。

- 〇委員長(中野 修委員長) 林委員。
- **〇林 正清子委員** 納得しました、ありがとうございます。
- **〇委員長(中野 修委員長)** ほかにございますか。 石渡委員。
- **〇石渡登志男委員** なかなか迅速な対応でいいと思うんですけれども、大網ではなくてもこの 近隣自治体でこういう再生土が問題になった事例はやっぱりありますか。
- ○委員長(中野 修委員長) 課長、どうぞ。
- **〇北田吉男地域づくり課長** 近隣では、茂原市で塩害による水稲の枯死が平成27年、そのほか

ですと、うぐいすラインの崩落事故が発生しております、これは市原市なんですけれども平成30年、そのほかですと、佐倉市で不適正な埋立てによる土壌汚染、これは悪臭とかそのへんがメインなんですがこれが平成29年に発生しております。

- 〇委員長(中野 修委員長) 石渡委員。
- ○石渡登志男委員 佐倉市のことをちょっと聞いたことがあるんですけれども、これは例えば、 ごみなんかを不当に投棄されるとそういう委員の方がいて、いち早くそういった取組があり ますよとか、不適切のがありましたでしょう。こういうのは、市民からの通報で行っていく べきだ、行っていくということでよろしいですか。
- ○委員長(中野 修委員長) 課長、どうぞ。
- **〇北田吉男地域づくり課長** 基本的には市のほうでも環境パトロール委員を選定して、パトロールしております。そのほかは、おっしゃるように市民からの通報を受けて確認するということになります。
- 〇石渡登志男委員 分かりました。
- **〇委員長(中野 修委員長)** ほかにありますか。 田辺委員。
- ○田辺正弘委員 近隣の状況から、本市内に再生土の処分場として狙われることもあり得るので、何が混ざっているか分からない再生土を野放しにすることになることから早急に必要な条例と考えるので、原案のとおり私は賛成いたします。
- 〇委員長(中野 修委員長)ほかに。林委員。
- ○林 正清子委員 申出について、申出というか届出というのは、千葉県と大網白里市と一緒に出すんですか。例えば、書類を出さなければいけないという、適用外の申請とかそういう千葉県に出す書類というのが発生したときに、それは大網白里市と千葉県に出すんでしょうか。
- ○委員長(中野 修委員長) 課長、どうぞ。
- ○北田吉男地域づくり課長 まず、県に提出する書類というのは、これは本市の独自の条例になりますので、出すものとすれば、条例制定時に千葉県の再生土条例を適用除外とする届出というものがございます。これを、これから申請するようになります。
- **〇林 正清子委員** かしこまりました。ありがとうございます。
- ○委員長(中野 修委員長) ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中野 修委員長) よろしいですか。

じゃ、ないようですので地域づくり課の皆さんご苦労さまでした。退席していただいて結構でございます。ご苦労さまでした。

(地域づくり課 退室)

- ◎議案第7号 大網白里市太陽光発電設備と地球環境との調和に関する条例の制定 について
- ◎議案第8号 大網白里市小中池公園再整備基本計画検討委員会条例の制定について
- ○委員長(中野 修委員長) 次に、議案第7号 大網白里市太陽光発電設備と地域環境との 調和に関する条例の制定について及び議案第8号 大網白里市小中池公園再整備基本計画検 討委員会条例の制定についてを議題といたします。

都市整備課を入室させてください。

(都市整備課 入室)

〇委員長(中野 修委員長) 都市整備課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員を紹介していただき、続けて議案第7号及び議案第8号の説明をお 願いします。

- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) それでは、職員を紹介させていただきます。 まず、茂田副課長でございます。
- ○茂田栄治都市整備課副課長 よろしくお願いします。
- 〇織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 宮崎開発審査班長でございます。
- ○宮崎 崇都市整備課主査兼開発審査班長 よろしくお願いします。
- 〇織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 川島街路公園班長でございます。
- 〇川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 よろしくお願いします。
- 〇織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 課長の織本です。よろしくお願いします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第7号 大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例の制 定について説明させていただきます。

まず、制定の趣旨なんですけれども、太陽光発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を 定めることにより、災害の拡大の防止をはじめ豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並 びに景観の保全など、地域環境との調和を図ることを目的とし、これまでのガイドラインに 代えて条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、条例の内容についてご説明いたします。

事業区域の設定なんですけれども、太陽光発電について原則として設置を行わない区域、 設置を抑制する区域、慎重な検討と配慮が必要な区域を定め、事業者に対し必要な対応を求 めるものでございます。

続きまして、事業の説明会の開催についてです。

事前協議をする前に、次に掲げるものに説明会を開催しなければならないとしております。 太陽光発電設備の出力区分に応じて、範囲を定めております。50キロワット未満のものについては、事業区域と敷地境界から50メートル以内としております。50キロワット以上1,000キロワット未満の区域については、敷地境界から100メートル以内としております。1,000キロワット以上のものについては、事業区域と敷地境界から200メートル以内としております。また、全ての規模にかかわらず、事業区域の隣接者の所有者にも、説明を行うこととしております。

3として、事業者に対する指導として市長が必要があると認めたときは、指導または助言を、事業者が条例に定められた事項の事前協議をせず誠意ある対応を怠った場合など、勧告をそれぞれ行うことができるとしております。また、事業者が勧告に従わないときは、事業者の氏名、住所、勧告内容等の公表、国または県への公表内容等を通知することができるというふうにしております。

条例の施行日は公布の日から施行し、令和5年1月1日以降に工事に着手する太陽光発電事業から適用するものとしております。

その他として条例の内容については、そちらにA3の用紙によってやっております。これは6月の全員協議会で説明させていただいたとおりなんですけれども、それからパブリックコメントを行い、第6の地域住民等への説明、これは先ほど説明した出力ごとに50キロワット未満を50メートル、50キロワット以上1,000キロワット未満を100メートル、出力1,000キ

ロワット以上は200メートルの居住者として、それを変更しております。

パブリックコメントをやる前は、パブリックコメントの時点では一律50メートルの居住者となっていましたけれども、これを変更しているところでございます。

以上が、太陽光発電設備の地域環境との調和に関する条例の制定についての説明となります。

続きまして、議案第8号 大網白里市小中池公園再整備基本計画検討委員会条例の制定に ついてご説明させていただきます。

制定の趣旨なんですけれども、小中池公園再整備に当たり、外部有識者等の幅広い意見に 基づいた小中池公園再整備基本計画の策定を目的に、地方自治法第138条の4第3項に規定 する附属機関として、大網白里市小中池公園再整備基本計画検討委員会を設置するため新た に条例を制定するものでございます。

条例の内容なんですけれども、委員会の設置その他所掌事務、委員の構成や任期などについて条例で定めます。委員の構成なんですけれども、学識経験者、関係団体の代表者、関係地区の代表者、公募による市民、その他市長が必要と認めるもので、11名以内の委員としております。施行日は、公布の日からとなります。

以上、議案第8号の説明になります。

以上で説明を終わります。

○委員長(中野 修委員長) ただいま説明がありました内容について、ご質問等があれば、 お願いいたします。その際は、議案番号をお示しください。 副委員長。

○副委員長(秋葉好美副委員長) 7号と8号両方質問させていただきたいんですけれども、これはもう要望というか、確かにこのキロワットとか変わったということなんですけれども、私たちから見れば住宅街の太陽光パネルは分かるんですよ、住宅につけるのはね。だけれどもこれとなると、大きい、この範囲内であればというふうになるんでしょうけれども、実際的、行う前にやはり地域住民の方々に、やはりよくよく説明というか、これは国の施策ですからやっちゃいけないよということは言えないわけですよ、住民の皆さんは。

でもやる前に、本当に今までもそうだったんですが、説明がほとんどないというか、もう コピーをしたのを区に回しているというような状況が多々あったんですね。だから、その部 分を本当に業者がよくよく説明をしていただいた上で、それでも納得しない人はいるかもし れないんですが、そのへんを、この条例ができることによって、やっぱり説明ということを 本当によくしていただきたいなと。

そうでないと、区の人たちは反射熱とか、そういうのがやっぱり怖いわけです。まして猛暑、熱中症じゃないけれども、猛暑が続くわけですから、その反射熱というのは半端じゃないみたいなので、そのへんは私も意外といろんな太陽光をやったところの細草なんて特に多いですから、そういった方々からちょっとこの頃何か、やっぱりある程度、きちっとした説明を業者に、この条例ができた場合に、しっかりとした条例ができたことによって、きちっとそういった説明というものはしていただけるんでしょうかねということも聞いているんですが、その件についてどうでしょうか。

- 〇委員長(中野 修委員長) 課長、どうぞ。
- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 条例ができまして、条例に沿ってきちっと説明会をやるようにということで、窓口でもきちっと業者のほうに指導していきたいというふうに考えております。
- 〇委員長(中野 修委員長) 秋葉副委員長。
- ○副委員長(秋葉好美副委員長) それでね、例えば、区のほうで説明を受けるんですが、そのほかにもちょっと、やっぱり設置したがために何か雨水がすごく多くなったりとか、いろいろとそのインフラ整備だとか、そんなところもやっちゃってからではもう間に合わないので、そんなところも質問されるわけですよ、来る人たちが。

その中で質問条項をいろいろと書いて、もう一度説明会に来ていただけますかということを言われたときに、そのままなしのつぶてで何にも来ていない。そんなことがやっぱり不安の材料になっていろんなことがあるのかなと思うので、そのへんなんかは大丈夫なんでしょうか。

- ○委員長(中野 修委員長) 課長、どうぞ。
- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 今まで設置されたところにおいても、設置後に、例えば、水の問題とか、そういうもので近隣住民の方からの要望というか、そういうのを受けた場合は、市としても事業者のほうに伝えて、それで対応していただいた事業者もいますので、引き続き、ガイドラインのときからそうだったんですけれども、条例になったとして、もちろんそういう対応というのは、うちとしては心がけていきたいというふうに考えています。事業者のほうに、PRをするようにということを言っていきたいと考えています。
- **○副委員長(秋葉好美副委員長)** もう一つ、議案第8号の小中池公園のほうなんですけれど も、この構想というのが3年ぐらい前なんですか。

- 〇織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 平成30年。
- ○副委員長(秋葉好美副委員長) 平成30年。また、この間にまた再整備ですよね。それで、 地域の方々からちょっとご要望なんですが、一つスマートインターチェンジができたじゃな いですかと、その中で小中池公園の整備がどうしてこんなに進まないのと、やっぱり私たち はせっかくそのスマートインターチェンジができたんだから、小中池公園がきちっと整備さ れていれば、費用対効果もあってもっとどんどん多くの方が、この小中池のほうに来てくだ さるよと。

でも、私も議員になりたての頃、二、三回行ったときはまだ橋を渡れたんですが、今はも う本当に劣化していてとても危険で渡れない、もうあそこはそうなっていますけれども、そ んな形の中でせっかくスマートインターチェンジができたのに、どうしてあの小中池公園整 備は先に進まないのということで、せっかくこの構想、計画は平成30年ですよね、もう何年 かたってということになると、ちょっとこの進まない中で、またこの再整備化というんです か。

もうちょっと何かこう、何ていうんだろう、先へ進めるための計画ならいいんですけれど も、ちょっとこれじゃ何も進んでいないじゃないのというご意見を、やっぱり近隣の方々か らいただいているんですが、これ再整備計画を立てたことによって何か先に推し進められる こと、大丈夫ですか。

- ○委員長(中野 修委員長) 課長、どうぞ。
- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 小中池の再整備基本構想は、先ほど言ったように 平成30年度に策定したものでございます。構想を策定して終わりではなくて、それから次の 段階として、今、ご議論していただいている基本計画をつくるという段取りの流れでありま したので、そのへん、途中空いてしまったんですけれどもその段取りどおりに、次の基本計 画をつくって、次に公園の具体的な内容、どういう配置にするかとかどういうものを公園に 設置するかというものを、具体的につくるのが今回の基本計画でございます。

それに基づいて、次に、それぞれの実施設計をやって設置していくという流れになります ので、一連の流れの中の基本計画ということで考えております。

- 〇委員長(中野 修委員長) 秋葉副委員長。
- **○副委員長(秋葉好美副委員長)** そういうことになると実際的には、いつ頃そういう具体的で目に見えて完成というか、目に見えて分かるものというのはいつ頃になる予定ですか。
- **〇委員長(中野 修委員長)** はい、どうぞ。

- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) この基本計画というのは、令和5年度中にはつくり上げたいなというふうに目標で考えております。その後、個別の整備になっていきますので、財源の確保とかそういういろいろな問題がありますので、何年に全部完成するかというのはちょっと、私どもお答えしづらいのかなというふうに思います。
- ○委員長(中野 修委員長) 副委員長、どうぞ。
- ○副委員長(秋葉好美副委員長) いずれにいたしましても、スマートインターチェンジもできまして、やっぱりいち早く。白里海岸と小中池公園と言ったら本市の観光の風光明媚というか、本当にそこが一番のあれするところかなと思いますので、少しでも早めに、いろいろ構想はありながらやっていかなきゃならない、何でもやっていかなきゃならないんでしょうけれども、ぜひ、なるべく早め早めにできる方向性、体制を取っていっていただきたいなと思って、要望とさせていただきます。お願いいたします。
- **〇委員長(中野 修委員長)** ほかにございますか。 石渡委員。
- ○石渡登志男委員 議案第7号は、これがもう限界かなというやっぱり、国の推し進めているベースで、それで最終的に問題のある箇所はほとんど全部網羅されているんじゃないかなと思うんですよ。他の自治体のこれについての条例とか、それから、これのひな型もあるんですよね、それもちょっと見させてもらったんですけれども、見たんですけれども、そういった部分から比較しても、これはまあベストかなという思いがあります。

これはいいんですけれども、もう一つの議案第8号、小中池公園の再整備。これは、第3条で委員11名以内で組織する、というふうに書いてあるんですけど、この11人以内という、例えば、学識経験者は何名って、関係団体は該当者が何名というのは決まっているのかどうかということと、それからこの関係団体というのは、私はよく分からないですけれども、具体的にどういう方が関係団体になるのか、ちょっと教えていただければと。

あと、こういうこの検討委員会というのは、回数が決まっているならば何回ぐらい開かれるのか。そういったことについてもいかがですか。

- ○委員長(中野 修委員長) はい、どうぞ。
- 〇川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 まず、委員のメンバー構成についてなんですが、 学識経験者が1名、関係団体の代表者が4名、関係地区の代表者1名、公募による市民2名、 その他市長が必要と認める者としまして、千葉県の関係機関の職員3名の合計11名を予定し ております。

関係団体のメンバーなんですが、小中川土地改良区、市商工会、市観光協会及び子どもに 関係する団体の4団体を予定しております。

最後に、会議の回数等なんですが、令和6年度中に小中池公園再整備基本計画の決定及び 公表を目指しておりますので、会議の回数としましては、全6回程度を予定しております。 以上です。

石渡委員。

- **〇石渡登志男委員** はい、分かりました。
- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 先ほど課長の令和5年という話で、令和6年です、 申し訳ございません。すみません。
- ○委員長(中野 修委員長) さっきの令和5年とあったの、基本計画を6年度内につくりたいと。
- 〇織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) はい、そうですね。すみません。
- ○委員長(中野 修委員長) はい、分かりました。
 林委員。
- ○林 正清子委員 議案第7号とやはり議案第8号に対して、質問させていただきます。 条例制定後ですね、その以前に、やはりパトロールとかそういう組織というか、そういう 仕組みがあるのかどうかということですね、それと、その制定後の市の担当課、市としての 対応をお聞かせください。
- ○委員長(中野 修委員長) 課長、どうぞ。
- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 太陽光のパトロールという体制というのはできてないです。

ですので、市としては、国が認定したものが、今、閲覧できますので、それを見ながら随時それをチェックしていく形になろうかというふうに考えております。今もいろいろチェックしながらやっていますので、まず国から発電の認定を受けないと事業ができませんので、国に。そのほか、市町村に公表されていますので、それを確認しながらやっております。

- 〇委員長(中野 修委員長) 林委員。
- **〇林 正清子委員** ありがとうございます。納得いたしました。

次に、議案第8号なんですけれども、さきの石渡委員とちょっと重複するようなところが あるんですけれども、やはり委員の構成のところで、私の意見としてはやはり民間の代理人 とかちょっと、そういう分野の方の委員の構成もあるかなというふうな意見を持っていて、 あとやはり公募が2名とあって、意外と公募による市民ってゼロというときがあるので、そ ういうことがないようにその対応です。やはり、委員の構成ってすごく大切なので、違う分 野からのそういう委員を選ばれたらどうかなということの意見でございます。

- 〇委員長(中野 修委員長) 課長、どうぞ。
- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 公募を行って、参加者がいなかった場合の対応ということですか。

やってみないとわからないんですが、申し訳ないんですけれども、そのときは、また、も う一回公募をかけるとか、なるべく市民の方に参加していただけるように。

募集も広報紙とホームページとかで、お知らせしながらやりたいと思いますので、また、 もし来なかったときは再募集するとか、そういうのが考えられるかなと思います。

- ○委員長(中野 修委員長) 林委員、どうぞ。
- **〇林 正清子委員** ぜひ、お願いいたします。やはり市民の方にどうしても参加していただき たいので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(中野 修委員長) ほかに、どうぞ。

田辺委員。

- ○田辺正弘委員 6月にパブリックコメントをやったようですが、どんな意見があったのか、 また、その中には反対意見があったのかというのを知りたいんです。もしあったならば、そ の意見を受けて何か修正とかそういうことをしたかどうかをお願いいたします。
- ○委員長(中野 修委員長) はい、どうぞ。
- ○茂田栄治都市整備課副課長 パブリックコメントを実施した結果でございますが、16人の方から48件のご意見をいただきました。

内容につきましては、条例を評価する、賛同するというような意見が一番多くありまして、 その次に説明会の対象範囲を広げてはどうかという意見がございました。そちらにつきましては、意見を踏まえまして、今回、説明会の対象範囲を広げていくというような修正をして ございます。

また、環境保全や景観に関する意見ですとか、雨水排水に対する意見、また、太陽光をも う少し厳しくしたほうがいいんじゃないかとかそういった意見もございました。

大体そういった意見が多くて、条例に反対する意見というのはございませんでした。

○委員長(中野 修委員長) ほかにありますか。

田辺委員。

- ○田辺正弘委員 8号の、小中池公園の年間の利用客数というのは、市内外とかそういうので 統計みたいなものは取ったことはあるんですか。
- ○委員長(中野 修委員長) はい、どうぞ。
- 〇川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 現在、小中池公園の利用者数なんですが、市内外という分け方は特にしていないんですが、警備員を配置しています土日、祝日のみの集計なんですが、計測しております。ちなみに令和元年度で約3万600人、令和2年度で2万6,600人、令和3年度で3万4,500人という来園者数になります。

以上です。

- ○委員長(中野 修委員長) いいですか。
- ○田辺正弘委員 はい、いいです。
- ○委員長(中野 修委員長) ほかにありますか。

では、私から一つ聞きたいんですけれども、太陽光のほうなんですけれども、新たに追加する配慮すべき事項の中に、太陽光パネルの高さ、地面から2メートル未満となっていますよね。これ、営農型の太陽光発電設備には適用しませんということなんですけれども、営農型の太陽光発電というのは、制限があるんですか。

課長、どうぞ。

- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 営農型は、下を耕作する関係上、逆に低いと機械が入れないとか、逆に、高さの上の制限があるんです。ということで適用しないと、この営農型は適用しないという書き方にさせていただきました。下のほうに、機械を入れて耕作する関係上、2メートルより低いと機械が入らないということです。
- ○委員長(中野 修委員長) それは仮に、これ今、発電の大きさによって説明会のやる範囲が異なりますよね。仮に一番はじめのところで、一番はじめというのは、一番住宅に近いところに、例えば農地で、そこにばんと大きい広さのやつができちゃうというようなことが、もしあると、近隣の住民は被害を受ける可能性が十分あると思うんですけれども、国から許可が出るとかというのがあれば、出ないとは思うんですけれども、やっぱりそういうふうになった場合は、うちのこの条例はあくまでも事業用の業者に対しての条例ですよね。そのへんはどうなんでしょうか。
- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) そうですね、農地の場合で、近くになった場合は、 やはり、緩衝帯ということで離していただくとか、そういう配慮をしていただくのが好まし

いかなというふうに思います。

- ○委員長(中野 修委員長) 仮に、もうその離すといっても、離す距離がこのぐらいならオーケーですよといってもですよ、高さが例えば、私がちょっと見たのでは営農型だと3メートルから3.5メートルの高さまでになると思うんですよ。そうすると、向きによっては住宅のほうに反射がかなり行く可能性もなきにしもあらずなんですけれども、そのへんは、この条例では規制できないですよね。
- 〇織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) そうです。
- ○委員長(中野 修委員長) それで、営農型のほうは担当じゃないかもしれないんですけれども、営農型のほうも、何ていったらいいですかね、営農型のほうも、もし設置されちゃってですよ、この条例じゃあちょっと適用にはならないと思うんですけれども、何かそういうのに規制はできないですか。

課長、どうぞ。

- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 営農型もこの事前協議の手続をやっていただきますので、先ほど高さのところは2メートル以下は適用しませんけれども、この近隣住民への説明とか、そういうのはこの条例の適用になりますので、当然、事前協議をやった方に市のほうに上げていただきますので、その中で、やはり近隣住民の方とお話合いをやっていただくしかないのかなというふうに考えております。
- ○委員長(中野 修委員長) その場合はあれですか、話合いがつかない場合は説明会をやりましたではなく、できないわけですよね、今度ね。
- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) そうですね、事業者のほうに、市民の意見を聞いてくださいということで、市からお願いするしかないような状況です。
- **〇委員長(中野 修委員長)** 市民のほうで、こういうのでは困りますよと。
- ○織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) 市民のほうからこういうふうな要望が出ています と。それを事業に反映させてくださいということで話をする。
- ○委員長(中野 修委員長) なっちゃう可能性がないですか。

さっき副委員長から話があった中で、後から、水の流れがとか、そういうのを未然にお話 しして対策してもらったという話をしていましたけれども、そのへん、もし設置されちゃっ て、もし、こういう被害が出ていますよっていう話になっちゃった場合に、対応が利くんで すかね。

〇織本慶一参事(都市整備課長事務取扱) それは当然、近隣住民からの意見ということで、

事業者のほうには対応するようにということで、誠意ある対応をするようにということで、 市のほうでお願いしていくということです。

〇委員長(中野 修委員長) 分かりました。

あともう1点聞きたいんですけれども、8号のほうなんですけれども、小中池公園の基本 計画の検討委員会をつくることとあるんですけれども、この前の段階、構想をやっていると きの委員会のメンバーを教えてもらいたいんですけれども。

お願いします。

- ○委員長(中野 修委員長) 市長が認める7名というのは、どういう方ですか。 はい、どうぞ。
- **〇川島総一都市整備課主査兼街路公園班長** 千葉県農業事務所、千葉県出先機関の職員、それ と関係各課の課長が組織しております。
- ○委員長(中野 修委員長) 県の出先機関の方が1名、あと、課長が6名ということですか。
- 〇川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 はい、そうです。
- ○委員長(中野 修委員長) 関係団体の代表者2名というのは、関係団体はどこになりますか。

お願いします。

- **〇川島総一都市整備課主査兼街路公園班長** 小中川土地改良区、あと市観光協会になります。
- ○委員長(中野 修委員長) 今回の委員になる方とダブる人もいるんですよね。 はい、どうぞ。
- ○川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 そうです。 小中川土地改良区と観光協会はダブるような形になります。
- ○委員長(中野 修委員長) はい、分かりました、ありがとうございます。 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(中野 修委員長) じゃ、ないようですので都市整備課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。

(都市整備課 退室)

○委員長(中野 修委員長) これより、各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第6号 大網白里市再生土の埋立て等規制条例の制定について、ご意見及び討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中野 修委員長) ありません。分かりました。

それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇委員長(中野 修委員長) 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例の制定について、ご意見及び討論等ございますか。

はい、どうぞ。

- ○田辺正弘委員 昨年の12月議会で、全会一致で陳情採択した件でありますので、スピーディーな対応をすることで評価したいと思いますし、現時点ではこの本条例でスタートする形で、また変更あれば直すなりして、原案どおり賛成ということで、私は思っております。
- ○委員長(中野 修委員長) ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(中野 修委員長) それでは、議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

〇委員長(中野 修委員長) 賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号 大網白里市小中池公園再整備基本計画検討委員会条例の制定について、ご意見及び討論はございますか。

副委員長、どうぞ。

○副委員長(秋葉好美副委員長) 小中池公園は大網白里市のスマートインターチェンジに近く、やはり千葉市の昭和の森とともに隣接していることから、やはり老朽化した遊具、看板等の施設の再整備をすることも大事でしょうと。そして市内外の来遊者もふえ、市のイメージアップにもつながると思いますので、ぜひとも、クラウドファンディングなどの財源など

も確保しながら研究したらいかがでしょうかということも取り入れていただきながら、賛成をします。

○委員長(中野 修委員長) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(中野 修委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。 議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇委員長(中野 修委員長) 賛成総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(中野 修委員長) 次に、その他ですが、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中野 修委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。 副委員長お願いします。

◎閉会の宣告

〇副委員長(秋葉好美副委員長) 大変にお疲れさまでございました。

以上をもちまして産業建設常任委員会の審査を終了とさせていただきます。 お疲れさまでございました。

(午後 2時10分)